

## 平成27年度公正取引委員会政策評価委員会議事録

1. 日時 平成27年7月27日（月）14：20～16：20

2. 場所 官房第2会議室（11階）

3. 出席者

【政策評価委員】（五十音順）

小西 彦衛 公認会計士

田中 辰雄 慶応義塾大学経済学部准教授

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授

若林 亜理砂 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

【事務総局】

山本官房総括審議官，笠原官房総務課長，久保田審決訟務室長補佐，吉川取引企画課長補佐，牟田取引調査室長補佐，天井相談指導室長補佐，原田官房国際課長補佐，岸本経済取引局総務課長補佐，能勢経済調査室長補佐，十川調整課長補佐，芹沢官房総務課長補佐，俵官房総務課政策評価係長

4. 議題 平成27年度政策評価（案）について

審判手続

取引慣行等の適正化

海外の競争当局等との連携の推進

競争的な市場環境の創出

5. 配布資料（資料の掲載は省略）

資料1 実績評価書（案） 担当課：審決訟務室

資料2 実績評価書（案） 担当課：取引企画課，取引調査室，相談指導室

資料3 実績評価書（案） 担当課：国際課

資料4 実績評価書（案） 担当課：経済取引局総務課，経済調査室，調整課

資料5 事前分析表

6. 議事録

【笠原官房総務課長】大変お待たせいたしました。これから公正取引委員会の政策評価委員会を開始したいと思います。

本日は大変お忙しい中、またお暑い中お集まりくださり、ありがとうございます。

公正取引委員会で政策評価を担当しております、官房総務課長の笠原でございます。今日は、司会進行と併せて、政策評価書案についてご説明いたします。よろしく願いいたします。

なお、本日、柿崎委員が、御事情があつて御欠席ということでございます。

政策評価は、昨年度から実施時期を重点化して、施策の節目に合わせて実施するというようになっております。

本日につきましては、4つの施策について政策評価書案を作成いたしましたので、これを御説明の上、御意見を賜りたいと考えております。

この政策評価委員会につきましては、議事録は詳細なものを事後にホームページに公表するというにいたしております。

また、一般の傍聴も可能ということになっておりまして、本日、傍聴の方がいらしております。

それでは、冒頭、山本官房総括審議官から御挨拶がございます。お願いします。

【山本官房総括審議官】総括審議官の山本でございます。

本日は大変お忙しい中、政策評価委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の政策評価委員会の会合につきましては、昨年度と同様に行政事業レビューとの連携強化の一環ということでございまして、行政事業レビュー外部有識者会合との合同開催という形にさせていただきました。行政事業レビューの委員の先生方におかれましては、引き続きになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは御挨拶申し上げたいと思っておりますが、座って失礼させていただきます。

政策評価でございますが、今年は、目標管理型ガイドラインに基づく実施時期の重点化ということをしておりまして、その2年目でございます。本日につきましては、先ほど総務課長から御説明ございましたように、4つの施策につきまして、御議論いただくこととさせていただいております。

また、その内容の重点化につきましても求められておりますので、4つの施策、いずれにつきましても、あらかじめ決めました指標に基づいて評価をしております。目標を達成したもの、それから達成できなかったものもございまして、達成できなかったものにつきましては、未達成となった原因ですとか、その深掘りにつきましても行って評価

をしております。

この政策評価におきましては、全ての各行政機関がその所管に係る政策につきまして、適時に政策評価を把握して、これを基礎としまして、必要性、有効性、又は効率性の観点から自ら評価するという事、それとともに、その評価結果を政策に適切に反映させなければならないとされております。

公正取引委員会におきましても、このような政策評価制度の趣旨を踏まえまして、この制度を的確に実施していくとともに、その過程を通じまして、委員の皆様方から御意見、御助言をいただきながら、政策評価の方法の改善や発展といったところに努めていきたいと考えておるところでございます。

本日につきましては、委員の皆様方から、是非、忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、公正取引委員会における政策評価の客観的あるいは厳正な実施というものを確実に実施していきたいと考えております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【笠原官房総務課長】それでは議題に入ります。

それぞれのテーマごとに御説明の上、質疑という形で行いたいと思います。資料につきましては、各事項、施策ごとに評価書として実績評価書、表になっているものと、それから実績評価書資料という文書になっているものを付けておりますが、例年同様、実績評価書を適宜参照しながら御説明したいと思います。

それではまず初めに、資料1の審判手続について御説明いたします。

〔資料1 実績評価書資料（案）「審判手続」について説明〕

なお、冒頭も申しましたとおり、平成25年改正法によってこの手続自体は、廃止されておりますので、来年度以降につきましては、政策評価の対象からは外すということと考えております。

審判手続に関しましての御説明は以上であります。御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

【小西委員】よろしいですか。最初にデータの事ですけども、3ページの表2、ここに件数を載せていただいている審決件数という欄の数字、便宜的に記号を振っていただきたいんですけども、仮にこれをAとします。それからその隣、右隣の訴訟が提起されなかった審決件数、これを仮にBとします。次のページの表3ですが、この左側に訴訟提起件数がありますね。これを仮にCとします。BとCを足すとAにならないの

でしょうか。数字関係、事実関係ということになるかと思いますが。

【久保田審決訟務室長補佐】担当課の審決訟務室の久保田と申します。お答えさせていただきます。

まず表2，A，Bの数字でございますけれども，こちらは，当該年度に審決が出されたもので審決件数を数えております。一方，表3につきましては，当該年度に審決取消訴訟が提起されたかどうか。（注1）に記載がございますけれども，そういう形で書いてございまして，例えば審決が出された年度と審決取消訴訟が提起された年度がずれてしまった場合に，若干，数のずれが生じてくるところでございまして，必ずしも今，委員の御指摘にありましたB足すCがAにならない部分がございます。大体は合計するとAに近い数になるかとは思いますが，例えば平成21年度末に審決が出されて，翌年度の頭のところで審決取消訴訟が提起されますと件数が若干，年度でずれてしまうというところがございます，このような結果になってございます。

【小西委員】そうですか。そうすると今のようなケースは，例えばですけれども，Bで1件と数えて，またCでも1件と数えてという，そういうデータの内容ということですか。

【久保田審決訟務室長補佐】今，例えば21年度はという言い方をしましたけれども，他の年度の数字につきましては，基本的には，数字としては正しいんですけども，例えば，26年度が，AとB足すCの数に開きがございます。そこにつきましては……

【小西委員】そうか。逆のケースがありますか。両方に1つずつ数えているケースもあるし，片方だけというのがあるんですね。CだけにあるけれどもBにはないと。

【久保田審決訟務室長補佐】そうです。

【小西委員】二重と言っては語弊がありますが，両方で数えるケースと，片方，Cだけで数えるケースがあるということですか。

【久保田審決訟務室長補佐】そうです。

【小西委員】私みたいに単純にB足すCで考えると，そこに更にプラスマイナス要素がありますと。

【久保田審決訟務室長補佐】そうです。

【小西委員】分かりました。ではやはりそれぞれの独立の表として読むということですね。

【久保田審決訟務室長補佐】そうです。そうしていただくのが一番いいかと思えます。

【小西委員】分かりました。

【笠原官房総務課長】ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。もしよろしければ次のテーマに進みたいと思います。

2番目のテーマは、取引慣行等の適正化でございます。

〔資料2 実績評価書資料（案）「取引慣行等の適正化」について説明〕

御質問、御意見ございましたら、よろしく願いいたします。

【若林委員】よろしいですか。取引実態調査についてなんですけれども、先ほどおっしゃったように、25年度、26年度が、それぞれ個別の理由によって目標が達成できなかったということで、ただ24年度以前も公表件数1件ということで、今後の方針としては、効率的な業務遂行を、という形になっているかと思うんですけれども、これは、そもそもこの目標値というのが若干、過大というようなことはないのでしょうか。

【牟田取引調査室長補佐】御指摘ありがとうございます。取引調査室の牟田と申します。お答えさせていただきます。

公表件数の目標値につきましては、これまで担当職員数、業務量、その他の業務状況等を勘案いたしまして、あくまでも目標値として設定しているところで、2件が適当ではないかと考えているものでございます。また、目標という意味で考えますと、目標自体は、ある程度高く設定したほうがよいのではないかと考えているところです。

他方で、平成22年度以降に毎年度目標が未達成となっていることも事実でございます。身の丈に合った目標といった観点も重要かと考えておりますので、御指摘を踏まえまして、今後の目標設定の際に改めて検討させていただきたいと思っております。

【田辺委員】私も同じところを若干気になっていまして、1つは、取引実態調査というのはどんな形でやるのでしょうか。例えばシンクタンクを使って、値段を見るとできるかできないかのぎりぎりの金額みたいなところがあるのですけれども、それとも、室の中で全部やってしまうのかというところをお聞かせ願えればというのが1点目です。

それから2点目は、着手して公表しないというのは、例えば科研費は科研費で調査して、その中身を公表しないというのは、あり得ないんですよ、私なんかの世界では。

公表する、しないというのは、メッセージが何もないから公表しないというのはあるのかもしれませんが、ただ何かやって調査で仮説と全然違いましたというときでも、出さざるを得ないんだと思うんですけれども、そこら辺の公表する、しないの判断とは言いませんが、部分というのは、どのようにお考えなのかなというのが2点

目です。

それから3点目は、特に今回の26年度ですが、川上から川下まで全部やるというので非常に時間がかかるというのは、そのとおりだとは思いますが、ただ、やはりこの種のをやる時に、調査の管理というのでしょうか、このスケジュールではここまで達成して集計して、というようなスケジュール管理をやらざるを得ないと思うんです。

作業量が大きくなれば、それに見合った形で前倒しでやっていくということになるのだと思うんですけれども、そこら辺がどうなっているのかということと、あと、平成26年度には公表できませんでした、というのはいつ頃公表の目途になっているのかということをお教えいただければと思います。

【牟田取引調査室長補佐】御指摘ありがとうございます。

まず1つ目の作業自体を担当課で行っているのか、シンクタンクに委託などしているのかという御質問につきましては、これは職員のみで対応しているところでございまして、取引調査室の職員6名で対応しているところでございます。

理由といたしましては、公正取引委員会の独占禁止法に関連する提言ということで実態調査報告書を出している関係上、専門的知見のある当委員会の職員が対応しているということがございます。

そして2つ目の公表の有無に関する御質問でございますけれども、先ほどの説明とも少し関連するのですが、独占禁止法上の問題点や競争政策上の提言を行うことが目的でございますので、そこに至らない、何か適切な提言が打ち出せないということであると、それは公表自体を差し控えるということにもつながってくるというものでございます。

【田辺委員】何も問題はないというような見識なのでしょうか。

【牟田取引調査室長補佐】何も問題はないということではないのかもしれませんが、必ずしも有効な提言ができないということであろうかと思えます。

そして3つ目のスケジュール管理が適切だったのかという御指摘ですけれども、この点につきましては、当初の想定と異なり、調査に時間がかかってしまったため、反省点ではないかなと考えているところでございます。

特に、平成26年度の調査につきましては、調査の対象として複数の品目がありましたところ、1つ1つの商流を調査したということで、当初想定していたよりも多大な作業量を必要としたということが反省点であろうかと考えております。

現在は、その後、当該業界の市場環境等を踏まえて検討を進めているところでござい

ますが、個別の案件でございますので、今後のスケジュール等はお答えを差し控えさせていただきます。

以上でございます。

【田辺委員】分かりました。

【小西委員】今の公表ということにも関連するのですが、もし趣旨が重複していません。

該当箇所は6ページと7ページですが、まず6ページです。このパラグラフ3つ目です。3つ目の後段で、掲載事例件数は10件以上とすることを目標とするとあります。それから同じ趣旨で、7ページの上から、記号のイの1行目の半ばから、年間2件以上の調査結果の公表を目標とする、こういうことですがけれども、いずれにしても一般に向けて情報提供するという趣旨かと思えます。

このときに、今の御議論で、例えば公表になじむかなじまないか、ということもあり得ると思いますが、田辺先生がおっしゃったように、調査したらやはりこれは、結果を公表する、という考え方もある。

そうすると、ある意味では、公表する件数、あるいはここで掲載する件数は、公表の適否という観点からみる案件の構成の成り行きによるのではないかという気がするのですが、今さらのようですが、なぜ目標指標になるのかという意味で、どのように理解したらいいのかなと。

あるいは、目標指標というのは別の意味では努力目標という意味合いを持つことができますから、このような指標で何か努力をするというのは、あり得るのかどうか考えますが、どのような考え方なのかなということですが。

【牟田取引調査室長補佐】それでは、引き続き私からお答えさせていただきます。

今の御質問は、公表件数よりも調査着手件数というか、そういった指標で評価することも考えられるのではないかというような御趣旨と受け止めました。

その点につきましては、やはり競争政策上の提言ですとか、業界の取引慣行の問題点については、当委員会として実態調査報告書として公表することによって、独占禁止法違反行為の未然防止や取引慣行の適正化がより強く期待できるということで、政策評価の目標値、すなわち指標といたしましては、公表件数を用いることが適当ではないかと考えているところでございます。

【小西委員】それを係数として目標が持てるのかどうかです。そのとき扱った案件の内

容にもよる、性質にもよるように思います。

【吉川取引企画課長補佐】我々がどう頑張っても、数字が増えないときは増えないという趣旨のことをおっしゃっていらっしゃるのだと思うんですけれども、そういう意味で、目標件数として、この数字をとるのが正しいかどうかという問題はあると思うんですけれども、何らかの指標を用いて政策評価をする場合に……

【小西委員】そうではなくて、それが指標化されることの意味は何ですか、ということですね。例えば、調査件数とか処理件数とか、これは一般的に指標化できる概念として分かるんですが、結果として公表するか、しないか、というステップが入る事項の件数が、目標になるというのはどうなのかなと思います。

【牟田取引調査室長補佐】直接的なお答えではないかもしれませんが、配布資料の標準様式の別紙3において、測定指標ということで、ウェブサイトの公表件数が記載されております。このような形で、ウェブサイトのアクセス件数を具体的な政策の進捗状況、実績ということで、経年で比較しているところでございますが、このためには、もともと公表しているものでないと比較ができないということもありまして、直接的なお答えではないのですが、1つの案件を公表することにより、このように、実際にどれだけの普及・啓発がなされたのかをフォローすることができるとも考えているところでございます。

【小西委員】ウェブサイトアクセス件数というものは、例えば見やすい工夫をすとか、データの内容をより有意義な内容にするとか、そういうことの結果、件数が増えたら、こういう評価になるのだと思うんです。

それからもう一つ、7ページの今のイのところ、本文の параグラフの3つ目の「平成25年度における」という書き出しの paraグラフですけれども、ここの上から4行目から5行目にかけてですが、「公表に至らなかった案件においても」、2つ飛ばして最後に「取引慣行の改善の契機となり得るもの」としている、これは、おっしゃるとおりだと思いますし、両方に意味がある。

公表は主に予見可能性という趣旨で行われると思いますし、この後段の取引慣行の改善といは、当該案件の改善もあるし、類似の案件の改善も期待することだと思うのですが、そういう意味で、公表することの目的と、この慣行の改善の契機になるかどうかという目的と、趣旨、概念が違うように思うのですが、これは説明の仕方の問題かもしれません。こういう説明になるのかなと思ったものですから。

【笠原官房総務課長】確かに実際に、未然防止というようなことのアウトカムとの結び付きというのは、公表の案件というものの間、いろいろなものがありますので、ぴたりと合うかどうかということだろうと思います。

一方で、まだまだ手探りで評価をする中で、今のところ、比較的分かりやすいもので設定してきているというところもありますので、そこは、より適切な、一方で何を目指して努力するかという意味での我々にとっての分かりやすさという点も含めて、よく今後とも考えながらやっていきたいと思っております。

【小西委員】いろいろな側面、どのように外へ出していくかということ、あるいは効果をどのように得るかということもあるので、私のように、この概念とこの概念は違いますが、この文章の書きぶりとして、どんなニュアンスなのかなと思ったものですから。

それからもう1つ、今のは有効性のところですが、効率性に関して、10ページ、11ページというところなんですけれども、例えば10ページのところで、(4)総合的評価とあって、その上の3行ほどの文章です。効率性ということについて、結論はこういうことだと思えます。

それから同じく11ページの1番上の「一定の効果を挙げており」という書きぶりですが、全体を読んでいくと、なぜこういう評価になるのかということは読めると思うんですけれども、このなぜかということについて、少し簡潔にこういう言葉を添えると、理解しやすいのではないかと思います。

これは、例えばいろいろなチャンネルというか、ルートというか、そういうものを生かすことによって効率化できている。そのような趣旨に読めるところもありますし、そういう意味では、ここはなるほどとは思っているんですけれども、何か、書きぶりが工夫できないかなということをおもいました。

それからもう1つは、今の11ページですけれども、イの施策の分析の2つ目のパラグラフの最後の3行、下から3行目の1番後ろに「調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る」、これと同じ書きぶりが、この前のページの10ページの上から5行目、6行目にもあるのですけれども、調査対象を選定すること、業務の効率性ということと、どのようにつながるのかなと直感的に思いました。

【牟田取引調査室長補佐】お答えさせていただきます。

当初、業界の取引慣行等について、何らかの競争政策上の提言ができるものと考えて、

調査を開始して、その本調査の前に予備調査という形で事前の調査を行うわけですが、その結果、実際にはその前提とした事実関係が異なるなど、何らかの理由で具体的な提言を行うことができないような事案については最終的に公表を見送ることになってしまうわけですので、まずは特に情報収集の最初の当たりを付ける段階で、調査対象の選定に集中的に取り組むことで、最終的な公表につながる予備調査の件数を増加することにより、効率的な業務遂行を図ることができるのではないかと考えまして、このように記載させていただいたところでございます。

【小西委員】なるほど。つまり公表に期待する効果、そういう効果を持ちたい。そのためには、ちょっと言葉に語弊がありますが、どのような材料がいいのかという考え方もあるということですね。ありがとうございました。

【笠原官房総務課長】ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは次に3番目のテーマに進みたいと思います。

〔資料3 実績評価書資料(案)「海外の競争当局等との連携の推進」について説明〕

説明は以上でございます。御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

【若林委員】英文のウェブサイトのアクセスの件ですが、トップページへのアクセスはずっと増え続けていて、ただプレスリリースのページへのアクセスというのが、24年度はちょっと特別だったということで、前年度比で比べると25年度は結構落ちているんですけども、23年度と同程度というのでしょうか。そこからまた26年度に、トップページへのアクセス数は増えているけれども、プレスリリースのアクセス数がちょっと減っている状況にあって、これはなぜかなというふうに素朴に思ったのですが、これはトップページから実際にプレスリリース以外のページに直で飛んでいるというケースが多くて、むしろ理解が進んでいると見たらいいのか。あるいはもしかすると、トップページまで来たけれども、そこで帰ってしまっているのが多くて残念な感じなのか。その評価がいま1つ分からなかったのですが、もし何か状況がお分かりであれば教えていただきたいのです。

【原田官房国際課長補佐】国際課の原田と申します。よろしくお願いいたします。

英文のトップページからは、直接、最近のプレスリリースに関するリンクも貼っております。英文プレスリリースのアクセス数は、英文プレスリリースのその中でのトップのページのカウントになっておりまして、個々の案件ごとのカウントはまた別になっております。

そのため、トップページから直接、そのお知りになりたい事件のページに飛んでいらっしゃる場合には、プレスリリースページは経由いたしませんので、トップページから、すぐそちらを見ていただいているのではないかなと思っております。

やはりちょっと階層が深くなっていくと分かりづらいというのはありますので、新しい事件ですとか、ガイドライン改正ですとか、そういったものは必ずトップページにリンクを貼って、すぐに見つけていただけるようにということは心がけております。

【若林委員】今後の評価に向けてという点ですけれども、だとするとこの英文トップページのアクセスと英文プレスリリースのアクセスだけではなくて、何か今みたいなお話が反映できる指標があるといいかもしれないなと感じました。

以上です。

【笠原官房総務課長】ほかに何かございますでしょうか。

【田辺委員】ここの評価対象が、競争政策の広報広聴等の中の海外競争当局との連携の推進というので、海外の、こちらでいう公取みたいなところとの連携というのと、対一般企業に対するPRというのは、ある意味で全然違うようなところがあって、そこを1つにまとめて評価するのは、ちょっと厳しいかなという感じは個人的にはしております。

海外当局との間の連携というのは、着々とやっていけばいいところはあるのですが、他方、海外の企業が、ある意味、こっちの公取の英文のページを見ているというのは、日本の市場がまだ魅力的と映っている証拠みたいなのところがあるので、その中で何か問題があるかどうかのチェックをやっているということなので、評価の軸としてはちょっと違うかなという感じがしているというのが1点です。

それから2点目は、どこが見ているのだろうかというものが、若干、気になります。ここに出てくる独禁法関係、企業結合とその他という3つに分けていて、例えば企業結合なんかの非常に大きな案件があれば、恐らくそこは増えたり減ったりみたいなものがあるのだろうとは思いますが、ただそれは、例えばアメリカみたいなのところから見ているのか、それとも中国から見ているのかとか、そのログの解析等はありませんけれども、分かれば、すごくこの広報戦略としては、やりやすいかもしれないけど、どこがターゲットになっているのかなというのが分かると思いますので、こちら辺、何か情報があれば教えていただければと思います。

【原田官房国際課長補佐】どこからのアクセスが多いかという資料は、申し訳ありませんが今は手元にございませんで、御意見として承りたいと思います。

【田辺委員】あと、例えば同じようなことをやっている金融庁なんかも、英文のプレスリリースと英文のホームページのアクセス数というのは、着実に増えていることは確かなのですが、ただ要望がいろいろあるんです。例えば、金融商品取引法の詳しい英訳のところが欲しくて、その下の政令、省令のところの英文も欲しいというのと、そこまで正確ではなくていいから全体の概要のようなサマリーのようなものが欲しいというところもあって、見ている方々によって、どこの英文が必要かというのは全然違うので、恐らく公取さんの場合には、むしろサマライズしたプレスリリースが中心なのかなという感じはしているのですが、これが分かると、次のステップというのでしょうか、数を増やすというだけではなくて、恐らく今後は、それをもう少し深掘りのピンポイントの広報戦略になっていこうかと思いますので、そういった点が見えてくるとおもしろいかなと思った次第であります。評価に関しては、原案に関して、私は、異論はございません。

【原田官房国際課長補佐】ありがとうございます。

【笠原官房総務課長】よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますけれども、入札談合の防止に関する取組に関して、競争的な市場環境の創出というところにつきまして御説明いたします。

〔資料4 実績評価書資料（案）「競争的な市場環境の創出」について説明〕

説明は以上でございます。御意見等ございましたらお願いいたします。

【小西委員】よろしいですか。8ページの表14ですが、この表の上の2行に「依然として半数近い発注機関の職員が知らない」と回答している」という、これが表に対する結果を説明していると思うんですが、それで一方で、11ページですが、11ページの半分から下のほうで、「これらを踏まえると」という書き出しのパラグラフですけれども、これの2行目に「発注機関の発注担当職員を対象として実施している」とありますけれども、これは、先ほどの8ページの表と照らし合わせると、担当職員のうち半数ぐらいの人が知らなかったと、このように読んでよろしいのでしょうか。

【笠原官房総務課長】研修前ではどうでしたかというアンケートをとると、知らない人が多数いたということです。一方で、我々の研修でどれだけ理解して帰ってもらうかということを考えると、それはプロですので、ちゃんと法律を守らなければいけない立場にある人ですから、ちゃんと理解して帰ってもらわないといけないという意味では、高い水準、現状も90%を超える水準は維持できていますし、そういうことも数量化してや

っていく必要があるのではないかと考えております。そういう整理です。

【小西委員】ありがとうございました。関連してこの90%ということも確認したかったのですが、おっしゃいますように、この研修を機会に相当数の方を啓発することができた。端的に言えば、出席者の限りですが、半数という余りなじみのないと思っている方に対して啓発する効果が、例えば90%とか、読み取れると理解していいわけですね。

【笠原官房総務課長】私も、そのように考えております。

【小西委員】そうですね。

【若林委員】競争評価の14ページに出てきた回答内容が、評価が適切でないものなど改善の余地が見られる例があったということですが、差し支えない範囲で、適切でないというのがどういう意味で適切でないということだったのかというようなことと、それからそれに対応して、それを少なくしていくためには、検討会によって対応していくのか。あるいはそれはやはり個別の問題なので、個別の何か改善を図っていくのかというようなあたりを、可能な範囲で教えていただければと思います。

【十川調整課長補佐】調整課の十川と申します。

競争評価でございますけれども、今の御質問まず1点目で、その適切でない回答の内容を具体的に個別に申し上げることはできないのですが、ややもすると、こういったチェックリストというものは、作成する省庁の単純なアリバイ作りというか作業に落ちてしまうことがありまして、現在試行ではありますが、チェックリストを作れということになっているので、とにかく作業として埋めればいいたろうということで、十分な分析がなされていないケースもあり得るということです。やはりこの競争評価の一番の目的というのは、規制を新たに入れるときに、競争のことをきちんと考えて、競争に悪い影響が出ないようにということを各省庁に考えてもらうということが一番大事なことだと考えております。

ということを踏まえ、2点目に移りますけれども、そういった意味で、それを今後、どのようにしていくのかということになります。今までの検討会でチェックリストの改善を検討したということもその一部です。チェックリストに答えるというプロセスを通じて、各省にきちんと競争についての意識を持っていただくためには、こういったチェックリストがいいのだろうかということかと思えます。また、今後、検討でございますけれども、例えばということではございますが、各省庁からもらったチェックリストを我々の方でいろいろ分析して、何かフィードバックする仕組みであるとか、何かそういつ

たことも今後考えていくことが大事ではないかとは思っております。

【若林委員】分かりました。ありがとうございました。

【笠原官房総務課長】ほかに何かございますでしょうか。

【田中委員】公開セミナーの入場者数は何人ぐらいですか。どこかに書いてありましたか。

【笠原官房総務課長】資料の4ページの上のところにあります。トータルで587名、25年度は333名、26年度は254名となっています。

【田中委員】そうすると1年に大体3回やっているんですか。

【笠原官房総務課長】はい、そうです。1回当たり80名から100名強になります。

【田中委員】80名から100名ぐらいですね。分かりました。公開セミナーの告知はどうやっているのですか。

【笠原官房総務課長】これはホームページに出すのと同時に、今までいろいろ接触のある方については直接メールを送って、御案内するというところでやっております。

【田中委員】そういうことですか。告知を工夫すればもっと来るような気がします。

【能勢経済調査室長補佐】告知の方法については、ツイッターなど公正取引委員会のSNSもありますので、検討させていただければと思っております。他方、会場の大きさの都合もありまして、比較的最近の例ですと、告知してすぐに申込みで席が埋まってしまうというような状況もありますので、その点は今後の会場の見直しも含めて検討いたします。

【田中委員】会場をもう1つ増やして。これはどこでやるのですか。公取の中ではないのですか。

【能勢経済調査室長補佐】公正取引委員会の中の会議室の例もありますし、外部の会場のこともあるというところで、予算との兼ね合いもありつつも、大きな会場というのは、できないことではないので、今後の検討課題と考えております。

【田中委員】競争政策に関するセミナーは、そんなにたくさん数がないから、需要があるような気がするんですけど。もっとやればいいのではないかと。箱を大きくして告知をうまくすれば。ツイッターでもいいし、何か工夫されたらいいかと思えます。ちなみに、私、これを見て、こんなおもしろいものがあったのか、行きそびれたと、今、思っています。告知を工夫されたらと思いました。

【能勢経済調査室長補佐】承りました。

【笠原官房総務課長】他にいかがでしょうか。

【小西委員】18ページですけれども、これは次年度へ向けての話なのですが、ページの  
下から4行目ですか。末尾に「定量的目標」ってありますね。それから更に5, 6行、  
上へ上がったところに定量的目標ってあります。この定量的目標はどういうものを、例  
えばですけれども、想定していらっしゃるのでしょうか。

【笠原官房総務課長】今は、そもそも定性的に、目標としては、意識等を向上させるこ  
とによって定着を図るという定性的な目標で、その1つの要素として数字を挙げている  
ということでもありますけれども、特に複数の年度を合わせた評価期間の中で、どう進  
展して、どうかというところを整理するに当たって、既に数字も定着してもおりますの  
で、はっきり数字でこれだけの人が分かっているならば、一応、理解を進めさせることがで  
きたのではないかと見ていいのではないかと。できていないときについては、その要因  
をしっかりと分析して、目指していくということではないかということ、この  
理解度についての回答を、定量的な目標として設定することを中心に考えております。

【小西委員】よく定量的とか、定性的とかという言葉を使うんですけれども、ここで20%、  
80%、例えば5段階評価ということで、ある意味では定量評価になっていると思いま  
すが、これはむしろ定性の段階付けであって、そこで何パーセントと数字が出ているから、  
必ずしも定量的評価ということではないだろうと。このような理解で、より指標化しよ  
うということなののでしょうか。定量、定性という言葉の意味の議論かもしれないので  
すけれども。

【笠原官房総務課長】この紙を書いている時点では、一応この客観的な数字で評価をす  
るというのは、定量的に評価をしているということになるのではないかと書いて書い  
いたのは事実です。

ただそれが、そういう仕切りに合うか合わないかということについて、今の御指摘な  
ども見ますので、そこはよく整理していきたいとは思っています。

【小西委員】読者がどういうことを期待するかという、ここは期待感を持たせる部分で  
はないかと思うものですから。

【笠原官房総務課長】よろしいでしょうか。

以上で、各事項についての御説明と質疑が終わりました。

先ほどの審判手続の関係で、審決訟務室から1点補足をしたい点があるということ  
でございますので、御説明いたします。

【久保田審決訟務室長補佐】1つ目の審判手続のところで、小西委員からの御質問に対する回答で、少し正確性に欠ける部分がありましたので補足させていただきますと、3ページ、4ページの表2、表3の審決件数の関係の御質問ですけれども、審決件数、先ほどA、B、Cという形で言われましたけれども、年度の関係で少し違うんです、ということで、回答させていただいたんですが、そこについては間違いはないんですけれども、もう1点要素がございまして、表3の(注1)のところに書いてございまして、(注1)の最後のところで、裁判所の事件番号数で数えていますということで書いてございまして、例えば平成26年度を見ていただきますと、表2のところでは、審決件数33件とございます。審決取消訴訟が提起されなかった審決件数8件となつてございますので、単純に引き算すると、その表3のところが25件という形になろうかと思うんですけれども、実際は2件になっていて、大分乖離があるかと思いますが、ここは審決と審決取消訴訟の年度の取扱いによる違いではございません。この点については、公正取引委員会の審判の関係で、排除措置命令と課徴金納付命令に係る審決が各12社について出されておりまして、その24の審決を合わせて審決取消訴訟1本という形で、裁判所では取り扱われている関係がございまして、表2と表3で数が少しずれているというところがございましたので、その点は補足させていただければと思った次第です。

【小西委員】ありがとうございました。

すみません。その辺の手続を理解していないと読み切れない。

【久保田審決訟務室長補佐】そうしましたら、表2と表3を独立して見ていただくという御理解でいただければよろしいかと思しますので、よろしく願いいたします。

【小西委員】そうですね。表3に(注1)も付けていただいていますし。

【久保田審決訟務室長補佐】以上でございます。

【笠原官房総務課長】あと、ちょっと時間も押していますけれども、全般的に何かその他御質問等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、長時間、貴重な御意見、ありがとうございました。今日のただいまの御議論を踏まえまして、必要な修正等を行いました上で、私どもの公正取引委員会の了解を得た上で、速やかに公表したいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。